

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	田舎館村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.inakadate.lg.jp/docs/2017121400013/

執行機関名

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	田舎館村乳幼児医療費給付条例(平成五年田舎館村条例第十四号)による医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年田舎館村条例第二十九号)別表第一 第一の項 田舎館村乳幼児医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	田舎館村乳幼児医療費給付条例第一条
⑥事務の趣旨又は目的	全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もつて乳幼児の保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		田舎館村乳幼児医療費給付条例 田舎館村乳幼児医療費給付条例施行規則